相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市大門九四二番地、最後の住所三重県津市南中央三〇番六号
被相続人　亡　藤波　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日
三重県津市中央三番二九号
相続財産管理人　弁護士　倉田　嚴圓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市小阪二丁目一四四番地、最後の住所大阪府東大阪市上四条町一三番五号ｋＴＩ瓢箪山一〇一号
被相続人　亡　福井　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日
大阪市北区曽根崎二―一二―七清和梅田ビル一〇階
相続財産管理人　弁護士　佐々木清一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市磯町六一八番地、最後の住所大阪府松原市南新町五丁目二番三一号
被相続人　亡　矢形しげ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日
堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階　相続財産管理人　中川　澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県篠山市菅三三四番地、最後の住所兵庫県篠山市味間奥八三三番地三やすらぎ園
被相続人　亡　大西　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日
兵庫県川西市栄根二丁目六番三七号ＪＡビル三階　川西池田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋本　有輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県伊佐市菱刈徳辺一四六一番地、最後の住所兵庫県尼崎市崇徳院一丁目二七番地の一
被相続人　亡　上原比呂志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日
兵庫県尼崎市立花町四丁目一二番一六号
法律事務所ユノ
相続財産管理人　弁護士　西部　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市玉湯町湯町五九九番地三二、最後の住所島根県松江市古志原六丁目八番一〇号特別養護老人ホームコーポ上口
被相続人　亡　戸谷　正義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日
島根県松江市玉湯町湯町五九九番地二七
事務所島根県松江市玉湯町湯町一九九一番地一
相続財産管理人　司法書士　中村　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県三原市沼田東町七宝一九七番地一、最後の住所広島県三原市長谷二丁目九番三〇号
被相続人　亡　河田　君枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日
事務所広島県三原市皆実四丁目五番二九号
相続財産管理人　司法書士　原西　美幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市博多区博多駅南五丁目三九番地九、最後の住所福岡市東区原田一丁目二〇番一三号
被相続人　亡　見上　正登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日
福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三―三〇五号
相続財産管理人　司法書士　坂田　亮平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県鳥栖市田代外町五九一番地五八、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　北村　伸好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日
佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目一八番地六
相続財産管理人　司法書士　原　弘安

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名市中一三七三番地、最後の住所熊本県上天草市大矢野町登立二九〇三番地一
被相続人　亡　佃　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日
事務所熊本県上天草市大矢野町上一五〇一番地四
相続財産管理人　司法書士　牛島　修

無縁墳墓等改葬公告

墓地の維持、管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年六月二十一日
一、墳墓等所在地　愛知県豊明市阿野町北上ノ山三三
一、墳墓等の名称　坂部無縁墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　愛知県豊明市阿野町坂部一の一　坂部区長　杉浦　省三

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十一日
事務所熊本県上天草市大矢野町上一五〇一番地四
相続財産管理人　司法書士　牛島　修

無縁墳墓等改葬公告

墓地の維持、管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年六月二十一日
一、墳墓等所在地　愛知県豊明市阿野町北上ノ山三三
一、墳墓等の名称　坂部無縁墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　愛知県豊明市阿野町坂部一の一　坂部区長　杉浦　省三

第11期決算公告

平成30年6月20日
兵庫県宝塚市安倉中一丁目14番5号
O―RUSHインターナショナル株式会社
代表取締役　増田　晃史

貸借対照表の要旨　（平成30年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,834,703	流動負債	1,810,015
固定資産	851,120	賞与引当金	129,465
有形固定資産	602,803	固定負債	43,277
無形固定資産	20,617	役員退職慰労引当金	21,999
投資その他の資産	227,699	株主資本	1,832,531
		資本金	125,000
		資本剰余金	125,000
		資本準備金	125,000
		利益剰余金	1,582,531
		その他利益剰余金	1,582,531
		（うち当期純利益）	（459,907）
資産合計	3,685,824	負債・純資産合計	3,685,824